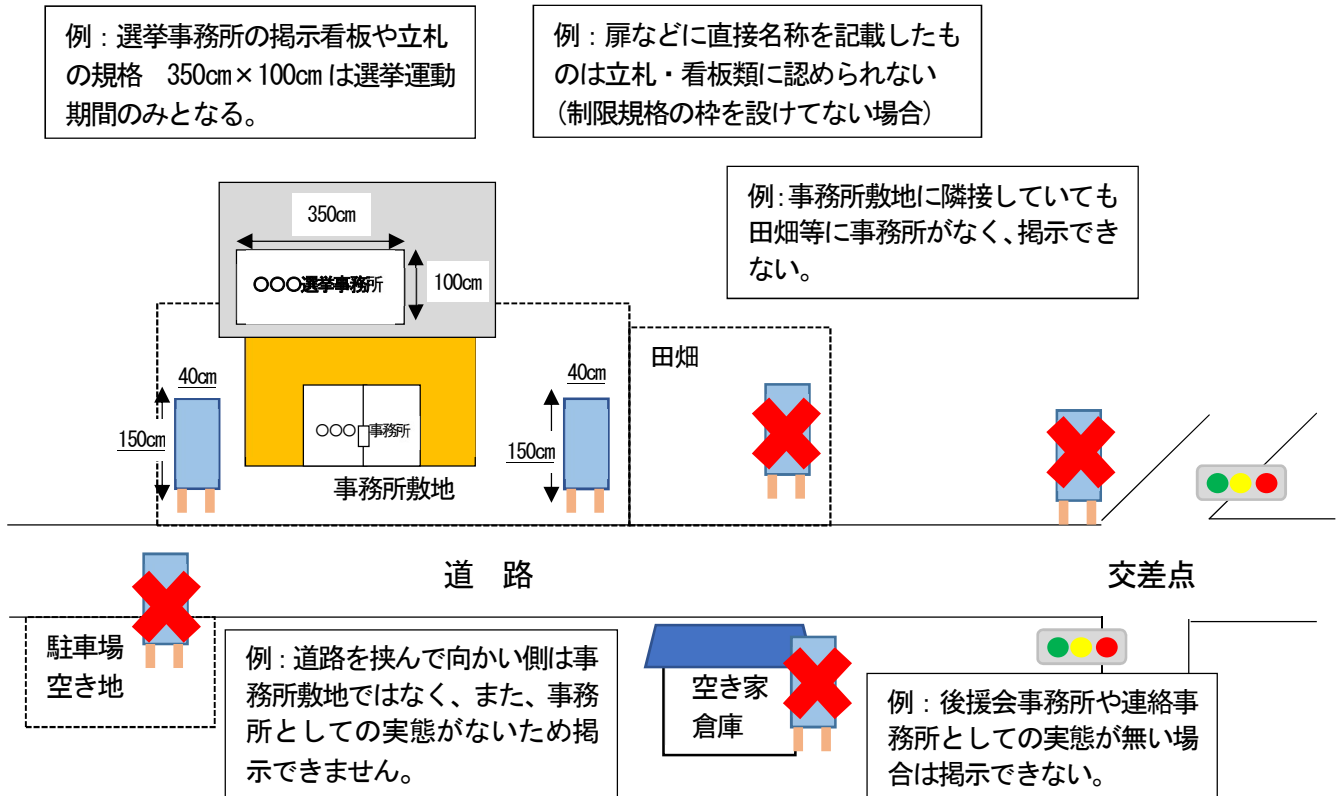


別 図（実際に掲示をする際の注意点）



- 政治活動用事務所から相当離れた場所への掲示や、政治活動用事務所の存在しない駐車場、田畑等に掲示することは禁止されています。
- 立札・看板の類は、事務所ごとにその場所へ掲示するため、以下の場所には掲示できません。
 - ・空き家、空き地、倉庫等、事務所としての実態が無いところ。
 - ・所有者の許可があっても、事務所としての実態の無いところ。
 - ・交通や歩行者の通行の妨げとなる場合や場所、カーブミラー等の交通安全のために設置している公の工作物（許可を受けている場合を除く）。
- 事務所の敷地内であれば、塀や壁に掲示できます。
- 脚を含めて150cmを超える看板、立札を設置することはできません。（杭などで看板に継ぎ足した場合は、杭も含め看板の一部とみなすため、合計で150cmを超える看板・立札を設置することはできません。）
- 事務所の扉などに直接名称を記載（表示）したものなどは、立札・看板の類と認められない。（ただし、制限規格内の枠を設け、そこに直接後援団体の名称を記載したものは、立札・看板の類と認められ使用できます。）